

事業報告書

(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 辻本クリニック
① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)
② ☐社会医療法人 ☐特定医療法人 ☐出資額限度法人
☒その他
③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 和歌山県橋本市高野口町大野235番地の1
- (3) 設立認可年月日 平成9年6月9日
- (4) 設立登記年月日 平成9年6月19日
- (5) 役員

	氏 名	備 考
理事長	辻本 俊和	辻本クリニック管理者
理 事	辻本 清美	
同	辻本 壯	
同	辻本 壯一郎	
同	辻本 和弥	
同	辻本 さやか	
監 事	保脇 淳之	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	辻本クリニック	3011010356	和歌山県橋本市高野口町大野235番地の1	無

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
無
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)
無
- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項
令和7年6月14日 令和7年度決算の決定
令和7年6月17日 理事・監事の就任・選任の承諾
令和8年4月30日 令和9年度の事業計画及び収支予算の決定
令和8年4月30日 令和9年度の借入金額の最高限度額の決定

貸 借 対 照 表

令和 8年 4月30日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		
I 流 動 資 産		
現 金	1,294,077	
預 金 合 計	53,007,617	
商 品	2,622,771	
貯 蔵 品	310,099	
未 収 入 金	20,472,877	
未 収 法 人 税 等	445,100	
流 動 資 産 合 計		78,152,541
II 固 定 資 産		
1 有 形 固 定 資 産		
建 物	47,285,355	
付 属 設 備	4,944,044	
構 築 物	925,606	
機 械 装 置	4	
車 両 運 搬 具	1,672,939	
什 器 備 品	6,383,482	
土 地	99,527,289	
一 括 償 却 資 産	86,534	
有 形 固 定 資 産 合 計		160,825,253
2 無 形 固 定 資 産		
電 話 加 入 権	374,920	
保 険 積 立 金	10,561,759	
積 立 配 当 金	91,593	
前 払 保 険 料	59,574	
無 形 固 定 資 産 合 計		11,087,846
3 投 資 そ の 他 の 資 産		
出 資 金	180,000	
保 証 金	55,000	
リサイクル預託金	44,210	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		279,210
固 定 資 産 合 計		172,192,309
資 産 合 計		250,344,850

負債の部

I 流動負債

買掛金	1,758,986
短期借入金	19,115,680
未払法人税等	35,500
未払費用	4,300,809
前受金	100,000
預り金	545,605
未払消費税等	645,800

流動負債合計

26,502,380

負債合計

26,502,380

純資産の部

I 株主資本

1 資本金

10,000,000

10,000,000

2 利益剰余金

(1) その他利益剰余金

繰越利益剰余金

213,842,470

利益剰余金合計

213,842,470

株主資本合計

223,842,470

純資産合計

223,842,470

負債・純資産合計

250,344,850

損 益 計 算 書

自 令和 7年 5月 1日
至 令和 8年 4月30日

(単位：円)

I 売	上	高			
	社 保 窓 口 収 入			13,662,876	
	社 保 窓 口 介 護			5,001,904	
	社 保 診 療 収 入			85,286,242	
	自 由 診 療 収 入			26,065,899	
	労 災 診 療 収 入			20,950	130,037,871
II 売	上	原 価			
	期 首 商 品 棚 卸 高			3,054,949	
	医 薬 品 仕 入			11,773,839	
	合 計			14,828,788	
	期 末 商 品 棚 卸 高			2,622,771	12,206,017
	売 上 総 利 益				117,831,854
III 販売費及び一般管理費					
	役 員 報 酬			41,400,000	
	給 料 手 当			31,962,584	
	法 定 福 利 費			5,008,295	
	福 利 厚 生 費			340,656	
	広 告 宣 伝 費			16,000	
	運 賃			19,510	
	旅 費 交 通 費			609,960	
	接 待 交 際 費			483,006	
	通 信 費			1,196,209	
	水 道 光 熱 費			2,191,215	
	租 税 公 課			3,174,344	
	消 耗 品 費			540,796	
	事 務 用 品 費			613,396	
	賃 借 料 費			3,458,232	
	修 繕 費			1,500,169	
	保 険 料 費			2,575,622	
	支 払 手 数 料			3,794,401	
	減 価 償 却 費			9,141,520	
	諸 会 費			640,375	
	地 代 家 賃			1,200,000	
	検 査 費			2,685,627	
	新 聞 図 書 費			87,403	
	医 療 消 耗 費			4,628,108	
	被 服 費			290,873	
	研 究 研 修 費			29,000	

	外	注	費	378,450	
	雜		費	<u>1,173,610</u>	<u>119,139,361</u>
		營	業		<u>△1,307,507</u>
IV	營	業	外		
	受	取	利	85,555	
	雜	收	入	<u>2,943,969</u>	<u>3,029,524</u>
V	營	業	外		
	雜	損	失	<u>3,980,900</u>	<u>3,980,900</u>
		經	常		<u>△2,258,883</u>
VI	特	別	損		
	固	定	資	1	
	壓	縮	損	<u>180,000</u>	<u>180,001</u>
		稅	引		<u>△2,438,884</u>
		法	人		<u>71,000</u>
		當	期		<u><u>△2,509,884</u></u>

様式 2

法人名 医療法人 辻本クリニック
所在地 和歌山県橋本市高野口町大字大野235番地の1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 8 年 4 月 30 日現在)

1. 資 産 額	250,344 千円
2. 負 債 額	26,502 千円
3. 純 資 産 額	223,842 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	78,152
B 固 定 資 産	172,192
C 資 産 合 計 (A+B)	250,344
D 負 債 合 計	26,502
E 純 資 産 (C-D)	223,842

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 社本クリニック
所在地 和歌山県橋本市高野口町大野235番地の1

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 辻本クリニック

理事長 辻本 俊和 殿

私は、医療法人 辻本クリニックの令和8会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- （1）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （3）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （4）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和8年6月20日

医療法人 辻本クリニック

監事 保脇 淳之